

環境省令第 号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第二項第三号、第九条第二項第一号及び第三号、第十二条第一項及び第二項並びに第十八条の規定に基づき、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年 月 日

環境大臣 川口 順子

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成四年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加える。

第一条の見出しを「（窒素酸化物の総量の算定）」に改め、同条第一項中「排出される窒素酸化物」の下

に「及び粒子状物質」を、「特別措置法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、「特定地域における総量削減計画の達成の期間の経過後の当該計画に基づく削減がない場合の窒素酸化物の濃度」を「窒素酸化物対策地域における窒素酸化物の排出と二酸化窒素の濃度との定量的な関係」に、「当該特定地域の窒素酸化物の濃度」を「当該窒素酸化物対策地域の二酸化窒素の濃度」に改め、「濃度となる」の下に「場合に当該窒素酸化物対策地域において大気中に排出される窒素酸化物の総量となる」を加え、同項第五号を第六号とし、同項第四号中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同号の次に次の一号を加える。

##### 五 二酸化窒素による大気汚染の状況

第一条第二項中「大気汚染予測手法は、」の下に「大気汚染物質の拡散に関する理論式及び窒素酸化物の二酸化窒素への変換に関する経験式等に基づいて」を加え、「その他の機械」及び「大気の拡散式に基づく理論」を削り、「計算を行うこと」の下に「など」を加え、「、又は模型その他の装置を使用した実験を行うことにより」を削り、「窒素酸化物による」を「二酸化窒素による」に、「科学的かつ合理的に」を「定量的に」に改める。

第三条中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、「第三条第五号」を「第四条第五号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(粒子状物質の総量の算定)

第二条 法第九条第二項第一号及び同項第三号の原因物質を粒子状物質に換算した総量は、粒子状物質対策地域における各原因物質の排出量に当該粒子状物質対策地域において当該各原因物質の排出が原因となつて生成する浮遊粒子状物質の当該粒子状物質対策地域における浮遊粒子状物質の濃度に占める寄与の程度を基礎として算出した係数を乗じることにより算定するものとする。

2 法第九条第二項第三号の総量は、次の各号に掲げる事項に関する資料を用いて、大気汚染予測手法により粒子状物質対策地域における粒子状物質及び各原因物質の排出と浮遊粒子状物質の濃度との定量的な関係を推定し、当該粒子状物質対策地域の浮遊粒子状物質の濃度が浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね確保する濃度となる場合に当該粒子状物質対策地域において大気中に排出される粒子状物質の総量と各原因物質の総量(各原因物質の排出量を前項に定めるところにより粒子状物質の総量に換算したもの

をいう。)を合算した量となるよう算定するものとする。

一 風向、風速等の気象条件

二 自動車の交通量等粒子状物質及び各原因物質の発生源の状況

三 粒子状物質及び各原因物質の排出状況

四 粒子状物質対策地域に影響を及ぼす当該粒子状物質対策地域外における粒子状物質及び各原因物質の発生源の状況及び排出状況

五 浮遊粒子状物質による大気汚染の状況

六 その他総量の算定に必要な事項

3 前項の大気汚染予測手法は、大気汚染物質の拡散に関する理論式及び各原因物質の浮遊粒子状物質への変換に関する経験式等に基づいて電子計算機を利用して計算を行うことなどにより、粒子状物質及び各原因物質の排出と浮遊粒子状物質による大気汚染との関係を定量的に明らかにする手法であって、当該手法を用いて推定される大気汚染と実測された大気汚染とを照合して相当程度適合していることが確認されたものでなければならぬ。

別表第一中「第三条」を「第四条」に改める。

別表第二中「第三条」を「第四条」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この省令は、平成十三年十二月十五日から施行する。

(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する総理府令の一部改正)

2 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する総理府令(平成五年総理府令第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、「第三条」を「第四条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項の表一の項中「第三条第一号」を「第四条第一号」に改め、同表二の項中「第三条第二号」を「第四条第二号」に改め、同表三の項中「第三条第三号」を「第四条第三号」に改め、同表四の項中「第三条第四号」を「第四条第四号」に改める。

附則第三項中「第三条」を「第四条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項の表一の項中「第三条第一号」を「第四条第一号」に改め、同表二の項中「第三条第二号」を「第四条第二号」に改め、同表三の項中「第三条第三号」を「第四条第三号」に改め、同表四の項中「第三条第四号」を「第四条第四号」に改める。